

令和2年3月23日
教育委員会事務局

市立学校児童生徒に対する運動日の設定について

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日付け）及び文部科学省からの令和2年3月17日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る春季休業期間中の留意点について」を踏まえ、運動不足やストレスの解消などの健康保持の観点から、市立小学校・中学校の児童生徒に対し、同校の校庭を開放し、運動する機会を確保するため実施するもの。
- 2 期間 ・小学校 3月26日（木）～4月3日（金）の平日に、各学校が状況に応じて設定。
・中学校 3月26日（木）～3月31日（火）の平日に、各学校が状況に応じて設定。
- 3 実施場所 各小学校・中学校の校庭
- 4 対象 希望する在校生。なお、卒業生は3月31日まで利用可能。
※学年を分けるなど、1回当たり大人数にならないように工夫する。
- 5 時間 1回の時間は90分程度を想定。
- 6 その他 ・感染症拡大防止に配慮。（風邪・発熱時は利用不可。受付時にチェック）
・一度に大人数が集まって、人が密集する運動にならないよう配慮。
・教員などによる見守りを配置。
（教員を配置した上で、可能であれば、PTA等に協力を依頼。）
・大きな怪我が起きた場合、学校が保護者に来校を依頼することを周知。
・受付で名前などを書くチェックカード（名簿）を用意。
・小学校では時間や場所の区分けについて、わくわくプラザと調整の上、実施。
・保護者へは、配信メール、登校日などを活用し周知。

○小学校における時間の設定例

- (例1) ・●日＝10:00～11:30 1・2年
●日＝10:00～11:30 3・4年
●日＝10:00～11:30 5・6年

- (例2) ・●日＝10:00～11:30 1・2・3年
●日＝10:00～11:30 4・5・6年

注意事項 例

- ①大きなけがが起きた場合、保護者にお迎えに来てもらう場合があります。
- ②校庭に入場の際、カードに名前の記入、アルコールで手指の消毒を行います。
- ③密集した遊びなどはしないように教職員が声掛けをする場合があります。
- ④遊具などの利用は禁止します。
- ⑤各自、水筒を持参してもらいます。

○運動日に関するQ&A

No	課題	考え方
1	校庭を開放の目的は？	運動不足やストレス解消など、健康保持の観点から児童生徒の運動する機会を確保するために実施
2	期間はいつの間？	小学校においては、3月26日～4月3日の平日。 中学校においては、3月26日～3月31日の平日。
3	1回の所要時間は？	学校の状況に応じるが、90分程度を目安とする。
4	体育館等も開放するか？	換気の観点から校庭のみとする。雨天時は中止。
5	対象は？	在校生を対象。受付でチェックカード等の記入。
6	小学校だけか？中学校は？	中学校も実施する。
7	人数制限をするか？	学年を分けるなど学校の状況に応じて、人数制限を行う。
8	開放の内容は？	感染症拡大防止を踏まえ、学校の状況に応じた内容とする。
9	感染防止対策は？	風邪、発熱時は参加をしないよう徹底。受付などでチェック。消毒薬の準備。一度に大人数が集まって、人が密集する運動にならないように配慮する。
10	わくわくと調整は？	小学校は場所や時間帯等について、学校の状況に応じて、わくわくと調整。
11	職員の管理体制（配置）は？	日直以外の教員を配置。学校の状況に応じてローテーション等で対応。
12	新年度準備に当たる時間は？	管理体制が確保できない場合は、校庭開放はしない。
13	児童生徒がけがをした場合は？	養護教諭がいない場合は、職員室で対応。
14	けがの補償はどうなるか？	スポーツ振興センターの災害共済給付制度適用可。
15	保護者への周知は？	配信メール、登校日などを活用。

(参考)

○文部科学省より示されたQ & A（3月17日時点）では、校庭開放について以下のように示されている。

問44 臨時休業期間中に、学校の校庭や体育館、公共スポーツ施設を開放して、児童生徒が運動する機会を提供してもよいのか。

- 児童生徒の健康保持の観点から、学校の校庭や体育館、公共スポーツ施設の開放を設置者や各学校等において検討していただき、児童生徒の運動する機会を確保していただきたいと考えます。
- この場合においても、一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないよう配慮することが必要です。
- 特に、屋内である体育館の開放については、ドアを広く開け、こまめな換気を心がけたり、児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を消毒液を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じた上で、少人数の児童生徒への開放にとどめるなど、より慎重な対応が必要であると考えます。

○文科省の取組事例の紹介（3月13日時点）では、以下のようなものが紹介されている。

●学年別に曜日を決めて、学校の校庭を開放（東京都港区小学校）

主な利用主体	利用可能な時間帯
学校開放	10:00～11:00
学童クラブ	11:00～11:45 16:00～16:45
自治体独自の居場所事業	15:00～15:45

●市内全小中学校の校庭を利用した運動機会の確保（東京都三鷹市）

- ・手洗いなど感染拡大防止対策を徹底。
- ・小学校は、午前・午後で学年を指定して、校庭での運動の機会を確保。
- ・中学校は、午前中は基本的には家庭学習とし、午後（昼休み）の軽い運動をイメージした活動場所として利用可能。）

●放課後開放の取組を臨時休業中に活用（神奈川県海老名市）

- ・教職員に加え、通常時の放課後開放の支援員等を活用し、子供たちが安心して外遊びができる環境を設定。
- ・各自で水筒を持参するなど感染拡大防止対策を徹底。

新型コロナウイルスに関連した入学式の実施について
(令和2年3月23日時点)

入学式につきましては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日付け）及び文部科学省から令和2年2月25日付け事務連絡「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について」を踏まえ、各学校におかれましては、次の事項に留意し、最大限の工夫をしていただく中で感染拡大の防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じ、追加的な留意事項をお示しする場合があります。

<入学式の実施について>

○実施条件について

- ・入学式については、感染・接触の状況を把握し、原則として校内に「新型コロナウイルス感染症」を発症した、児童生徒、教職員等がない場合、あるいは、発症者や陽性者等との接触がない場合を条件に実施することとします。

(1) 実施日

- ・市立小学校、中学校、特別支援学校 令和2年4月6日（月）
 - ・市立高等学校 令和2年4月7日（火）
- ※入学式の案内等、各学校の実施計画に基づき実施する。

(2) 参加者

- ・新入生、及びその保護者、教職員とする。来賓の参加は見合わせる。
- ※在校生の参加については、代表児童生徒に限る等の人数の制限を工夫すること。
- ※保護者の参加についても、状況に応じ制限すること（人数を最小限にする、参加を見合わせる等）。

(3)実施上の留意点

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)
より

学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、

①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底

②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮

③近距離での会話や大声での発生をできるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていく。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には、参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方法について>

- ・会場の椅子の間隔を椅子1個分以上空ける等、参加者間のスペースを確保する。
- ・式全体の時間短縮を図る。式典の実施方法を工夫して行う。
- ・学級数が多い場合は、教室での諸連絡と入学式を分け、2部制で実施するなどの工夫して行う。

担当 指導課 猫橋 電話200-3318
健康教育課 日笠 電話200-3292

令和2年3月23日
教育委員会事務局

部活動等における活動時等の配慮事項
(令和2年3月23日時点)

部活動等（小学校における合唱団、マーチングバンドクラブ等を含む）の活動につきましては、令和2年4月1日（水）以降再開可能となりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、次の点に配慮し取り組むよう、顧問をはじめ、関係教職員への周知をお願いいたします。

また、児童生徒及び保護者への理解・協力につきましても、担当からの御説明を重ねてお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）より
学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、

- ①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていく。

- 活動開始・終了時における「健康チェック」の実施
 - ・体調不良者に活動をさせないことの徹底
- 活動開始・終了時における「手洗い・うがい・消毒等」の実施
 - ・児童生徒が手を触れる箇所・道具等の消毒
- 活動におけるこまめな換気の実施
 - ・常時換気ができない室内での活動においても、30分に1回程度の換気の実施
- 感染症拡大防止に配慮した活動内容
 - ・長時間、大人数が密集する活動とならないよう配慮
 - ・種目により可能な限り、密着しない工夫、呼気・つばがかからないような工夫
- 部室等の使用については、特に換気、使用時間の短縮等に注意して使用
- 食事や水分補給の際には、特に注意するよう配慮

※対外試合・遠征については、大人数による移動や人が密集する可能性が高く、また不特定多数との接触が考えられることから自粛する。再開の目途については、追って連絡します。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じ、追加的な留意事項を示していく場合があります。

市立学校長 様

教育委員会事務局
学校教育部指導課長
学校教育部健康教育課長
生涯学習部生涯学習推進課長

新型コロナウイルスへの対応に関する
川崎市立学校で実施する入学式、部活動等の再開、運動日の設定について
(令和 2 年 3 月 23 日時点)

新型コロナウイルス感染症等への対応に関しましては、臨時休業や「児童生徒の居場所」開設など、各学校におかれましては、大変御尽力いただき、誠にありがとうございます。

この度、市立学校で実施する入学式等の取組につきまして、次のように決定いたしましたので、お知らせいたします。

各校におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和 2 年 3 月 19 日付け)を踏まえ、感染症拡大防止措置について、十分な配慮の上、御対応くださいますようお願いいたします。

<入学式について>

○期 日 小学校・中学校・特別支援学校：4月6日(月)、高等学校：4月7日(火)

○入学式 **別紙 1**を参考に、感染症拡大防止措置を行い実施する。

※始業式・授業再開については、今後、文部科学省からの通知(ガイドライン)を受け、教育委員会事務局で検討し、後日、連絡いたします。

<部活動の再開について>

○期 間 4月1日(水)から再開。

○活 動 **別紙 2**を参考に、感染症拡大防止措置を行い実施する。

○留意点 部活動への参加について、生徒及び保護者の心情面等に十分に配慮した対応をする。

<運動日の設定について>

児童生徒の運動不足やストレスの解消などの健康保持・体力維持の観点から、感染症拡大防止措置を講じた上で、**別紙 3**を参考に、市立小・中学校において「運動日」を設定し、実施する。

○期 間

・小学校 3月26日(木)～4月3日(金)の平日に、各学校が状況に応じて設定。

・中学校 3月26日(木)～3月31日(火)の平日に、各学校が状況に応じて設定。

○場 所 各小学校・中学校の校庭。

○対 象 希望する在校生。なお、卒業生は3月31日まで利用可能。

※学年を分けるなど、1回当たり大人数にならないように工夫する。

<学校施設開放の再開について>

学校教育に支障のない範囲で、校庭・体育館等の学校施設を市民の利用に供する学校施設開放を再開する。

○期 日 4月1日（水）から再開。

○実施校 小学校・中学校・特別支援学校の学校施設開放実施校。ただし、各学校の状況に応じて実施内容を調整。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じ、追加的な留意事項を示していく場合があります。

担当 指 導 課 猫橋 電話 200-3318
健康教育課 日笠 電話 200-3292
生涯学習推進課 大島 電話 200-3302

電子文書のみ送付 電子文書・紙文書ともに送付 紙文書のみ送付